

応急復旧工事協力会運用規程

島根県建築住宅施策推進協議会

(目的等)

第1条 応急復旧工事協力会（以下「協力会」という。）は、風水害等の災害時において、島根県被災住宅応急復旧相談員による被災住宅の応急復旧に関する相談対応と連携して、円滑に、かつ適切に被災住宅の応急復旧工事（以下「応急復旧工事」という。）を行うことを目的に、本会の会員団体に所属する事業者で構成する。

(協力会への参加等)

第2条 協力会への参加条件は、次のとおりとする。

- 一 応急復旧工事を行う技術を有していること。
- 二 応急復旧工事に必要な資機材等を有していること。

2 協力会への参加を希望する事業者は、参加申請書（別記様式1号）を所属する会員団体を經由して、会長に提出するものとする。

3 当該事業者が支店又は営業所等がある場合は、本店、支店又は営業所等ごとに参加の申請ができるものとする。

(名簿の作成)

第3条 協力会には、参加する事業者の名簿（以下「協力会名簿」という。）（別記様式2号）を備えるものとする。

(退会等)

第4条 協力会に参加した事業者は、会長に文書で申し出ることにより、いつでも協力会を退会することができる。

(その他)

第5条 協力会の運営等に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和4年4月15日から適用する。